

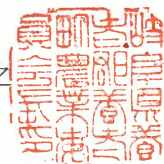


養老町農業委員会告示第2号

下記農地は、農地法第33条第1項に該当する農地であるので、同法第32条第3項（同法第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、告示する。

令和8年3月25日

養老町農業委員長 問山 博之



1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する 権利の種類	農地法第32条又は 第33条の該当条項等	農地の所有者 等の情報
高田字池下 1745番1	田	335	所有権	農地法第33条第1項	川瀬 昇一
高田字堅長 1904番	田	2,856	所有権	農地法第33条第1項	川瀬 昇一
高田字堅長 1961番	田	4,853	所有権	農地法第33条第1項	川瀬 昇一

2 この公示は、農地法第33条第1項の農地について、当該農地について同法第32条第2項及び第3項（これらの規定を同法第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益する者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである（農地法施行規則第74条の2により探索を行ったとみなされる場合を含む）。

3 上記の農地の所有者等は、この告示の日から起算して2月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて養老町農業委員会に提出するものとする。

- (1) 申出を行う者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名）
- (2) 該当農地の所在、地番、地目、面積

4 また、この告示があった日から起算して2月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第41条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該告示に係る農地（農地法第32条第1項第2号に該当するものを除く。）について岐阜県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。